

令和3年1月発令の緊急事態宣言期間(1月14日～2月7日)におけるイベント開催について

令和3年1月18日現在

事業名	実施の有無	対応
しるばア大学	中止	2月以降の開催は状況をみながら判断
ふれあい・いきいきサロン	中止	年度内中止
すまいるサロン（障がい者サロン）	中止	年度内中止
おひさまカフェ（おひさま活動）	中止	年度内中止
たのしい子育て講座	中止	年度内中止
子育てサロン（ぐり'sママ・和田・乙犬・田中・庄）	中止	年度内中止
子育て支援メッセージカード制作	変更	団体活動室の開放は中止。Instagramからの受付のみ対応。
おやこひろば	中止	
子育て情報「ぐりっこだより」の発行	実施	
ひとり親家庭フードサポート事業	実施	実施日：1月20日(水)・21日(木)
心配ごと相談	中止	1月26日(火)は中止
訪問介護事業（サ・ビスA・家事支援・産後支援）	実施	産後支援については中止
衣裳貸出事業	休業	返却のみ受付 宣言解除後は営業再開予定
葬祭事業（天空会館）	実施	
葬祭事業（天空会館）見学会	中止	宣言解除後は、実施予定
社会福祉協議会バスの貸出	右記の制限あり	利用団体：町内の福祉団体等 利用目的：会議、式典、各種大会等の送迎のみ 行先範囲：福岡都市圏（福岡市・糟屋・筑紫・宗像・糸島の各地域）

※団体活動室および相談室の貸し出しについては、宣言期間中、感染拡大防止のため貸し出しを中止します。なお、各種イベントの実施については、今後の感染拡大状況等により変更となる場合があります。詳細については別途、問い合わせください。